

町田市暴力団排除条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民の生活及び事業者の事業活動に介入し、暴力及び暴力を背景とした資金獲得活動によって市民等に多大な脅威等を与えていることにかんがみ、町田市（以下「市」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置、暴力団排除活動に支障を及ぼすおそれのある行為に対する規制等を定め、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び事業者の事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、及び当該不当な行為により市民の生活又は市の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が市民の生活及び市の区域内の事業活動に不当な影響を与えるおそれのある存在であるとの認識の下、基本的事項（暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に金品等を供与しないこと及び暴力団を利用しないことをいう。）を遵守するとともに、暴力団への協力及び暴力団との交

際の根絶に向けて、市及び東京都並びに市民等が相互に緊密な連携を図りながら協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、市の区域を管轄する警察署、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターその他関係機関(以下「警察署等」という。)との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市の事務事業に係る暴力団排除措置)

第5条 法第32条第1項及び第2項の規定により、市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、当該契約の締結の相手方又は当該契約の締結の代理若しくは媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認する等、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第6条 法第32条第3項の規定により、市は、市民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察署等と連携し、市民等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、暴力団排除活動の重要性に関する市民等の理解及び関心を深めることにより、暴力団排除活動に自主的に、かつ、積極的に取り組む社会的機運が醸成されるよう、警察署等と連携し、広報その他の啓発活動を行うものとする。

3 法第32条第4項の規定により、市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察署等と連携し、安全の確保に配慮しなければならない。

(青少年の教育等のための措置)

第7条 市は、市立学校(町田市立学校設置条例(昭和47年3月町田市条例第11

号)第1条に規定する市立学校をいう。以下同じ。)において、暴力団排除活動の重要性に関する児童又は生徒の理解及び関心を深め、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育を必要に応じて行うよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市内に所在する学校(市立学校を除く。以下この項において同じ。)及び青少年の育成に携わる者が前項に規定する教育の目的を達成するため、青少年に対して教育、助言その他適切な措置を講ずることができるよう、市は、警察署等と連携し、当該市内に所在する学校及び青少年の育成に携わる者に対し情報の提供、指導、助言その他の支援又は協力を行うものとする。

(公の施設における措置)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の利用が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、市(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する公の施設にあっては指定管理者)は、当該公の施設の設置及び管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該利用を承認せず、又は当該利用の承認を取り消すことができる。

(市民等の責務)

第9条 市民等は、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

- (1)暴力団排除活動に資すると認める情報を知ったときは、市又は警察署等に対し、当該情報を提供すること。
- (2)第4条に規定する市の暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。
- (3)暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第10条 暴力団事務所(法第15条第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。)は、市内で開設し、又は運営してはならない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市内において運営されている暴力団事務所であって、この条例の施行の日の前日から引き続き同一の暴力団により運営されているものについては、当該暴力団事務所の運営者が変更されない間は、第 10 条の規定は、適用しない。